

平成 27 年度
上半期

幸手市の家計簿

市では、毎年 2 回に分けて市の財政がどのように運営されているかについて公表しています。

今回は、平成 27 年度上半期(平成 27 年 4 月 1 日～9 月 30 日)の予算の執行状況をお知らせします。

問合せ 一般会計・特別会計 財政課 ☎(43)1111 内線 252・FAX(43)3783
企業会計(水道事業) 水道管理課 ☎(48)0050・FAX(48)0120

一般会計

予算現額 170 億 9,212 万円

- 市の人口 52,801 人(平成 27 年 9 月 30 日現在) -

収入済額 85 億 1,744 万円 (49.8%)

歳入

歳出

支出済額 66 億 3,244 万円 (38.8%)

市民 1 人あたりの市税負担額 65,112 円

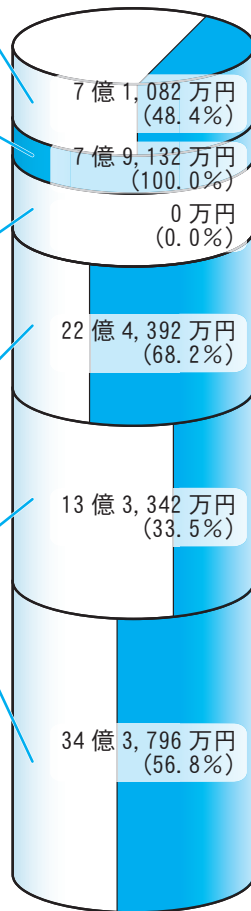
市民 1 人あたりに使ったお金 125,612 円

予算現額

そのほか	14 億 6,854 万円
使用料、手数料など	
繰越金	7 億 9,132 万円
平成 26 年度決算による平成 27 年度予算への繰越金	
市債	15 億 1,220 万円
市が借り入れる借金	
国・県からの交付金	32 億 8,971 万円
国・県が徴収した税などの中から市が交付を受ける地方交付税など	
国・県からの補助金	39 億 7,774 万円
国・県から市が交付を受ける補助金・負担金など	
市税	60 億 5,261 万円
市民税、固定資産税など、みなさんに納めていただく税金	

グラフは、下記のとおり表記しています。

上段：収入済額・支出済額
下段：収入率・支出率
(%で表示)



予算現額

そのほか	31 億 4,710 万円
公債費(市債の返済金)など	
教育費	15 億 5,265 万円
小・中学校、生涯学習、スポーツ振興などに使うお金	
衛生費	17 億 3,308 万円
各種検診・予防接種、ごみ・し尿処理などに使うお金	
総務費	20 億 2,933 万円
広報・広聴、企画、市税の徴収などに使うお金	
土木費	24 億 8,548 万円
道路や橋、公園などの整備・維持管理に使うお金	
民生費	61 億 4,448 万円
子育て支援や、障がい者・高齢者などの福祉に使うお金	

人件費や施設の光熱水費などは、各費目に含まれています。



特別会計

特別会計とは、特定の収入を特定の目的に使う場合など、一般会計と経理を区分するために設置している会計のことです。

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	支出率
国民健康保険特別会計	84 億 8,558 万円	38 億 1,144 万円	44.9%	35 億 2,280 万円	41.5%
後期高齢者医療特別会計	4 億 8,569 万円	1 億 7,748 万円	36.5%	1 億 1,744 万円	24.2%
介護保険特別会計	34 億 2,115 万円	14 億 4,930 万円	42.4%	12 億 300 万円	35.2%
農業集落排水事業特別会計	3,006 万円	2,729 万円	90.8%	1,133 万円	37.7%
公共下水道事業特別会計	16 億 2,296 万円	4 億 7,849 万円	29.5%	4 億 1,621 万円	25.6%
幸手駅西口土地区画整理事業特別会計	2 億 3,471 万円	1 億 4,807 万円	63.1%	4,332 万円	18.5%

企業会計(水道事業)

企業会計とは、特別会計のうち地方公営企業法の適用を受け、料金収入などでサービスを行う、企業性格の強い会計のことです。

区分	収入			支出		
	予算現額	収入済額	収入率	予算現額	支出済額	支出率
収益的収支	11 億 6,638 万円	5 億 7,940 万円	49.7%	10 億 9,428 万円	4 億 4,647 万円	40.8%
資本的収支	2 億 1,305 万円	0 万円	0.0%	6 億 9,030 万円	8,048 万円	11.7%

※資本的収支の収入と支出の差額は、内部留保資金により補てんされます。

市制施行30周年記念事業 キャッチフレーズを募集

問合せ 政策調整課 ☎(43) 1111 内線4401

FAX (43) 3783

幸手市は、平成28年10月1日に市制施行30周年を迎えます。この記念の日に向け、幸手の魅力を再発見し、これまで以上に愛される「幸手市」を感じてもらえるような記念事業を行っていきます。
この記念事業を象徴するキャッチフレーズを募集します。たくさんのお応募をお待ちしています。

応募期間 平成28年1月5日

(火)まで(必着)

応募資格 市内在住・在勤・在学の人

要件(1人2作品まで)

応募者が創作した未発表のもので、20文字以内(句読点などを含む)

応募方法 応募用紙に必要な事項を記入の上、つぎのいずれかの方法で応募できます。

① 受付箱／政策調整課、



ウエルス幸手、各公民館、

各図書館 ② 郵送／政策調

整課 〒340-0192 幸

手市東4-6-8 ③ メー

ル／政策調整課(seisaku@

city.satte.lg.jp)

※ 応募用紙は、受付箱設置

場所または市ホームページ

(<http://www.city.satte.lg.jp>)で配布

表彰 受賞者は、幸手市市制

施行30周年記念式典で表彰

します。

最優秀賞(採用作品) 1点

優秀賞 2点

佳作 5点

発表 発表

広報紙および市ホームページで発表

冬の交通事故防止運動

12月1日～14日

重点項目

高齢者の交通事故防止

自転車の安全利用の推進

飲酒運転の根絶及び路上寝込み等による交通事故防止

飲酒運転を根絶しましょう！

全国では、飲酒運転が原因となった悲惨な交通事故が相次ぎ発生し、年末を控え、さらに飲酒運転に起因する交通事故の発生が懸念されます。

県内では、10月末現在、飲酒運転により3人の尊い命が犠牲になっており、飲酒運転で検挙された人は900人を超え、その大多数の運転者が逮捕されるなど、悲惨な結果を招いています。

飲酒運転は、自分自身はもちろん、周りの人たちの人生をも変えてしまいます。

あのとき運転しなければ良かったと、過去を悔やむことはできても、過去をもう一度やり直すことはできません。飲酒運転による代償の大きさについて、今一度考えていただくようお願いします。

路上寝込み等による交通事故が多発しています！

県内では、10月末現在、飲酒などによる路上寝込み等で、8件の交通事故が発生しています。

また、幸手警察署管内でも、泥酔して道路などに寝込み、通報される事案が後を絶たず、重大事故に発展しかねないものと危惧しています。

お酒を飲みすぎたと思ったら、家族を呼ぶか、タクシーで帰るようにしましょう。

※酒類を提供する飲食店では、来店した人が正常に歩いて帰れないと思われる場合は、交通事故や犯罪の被害者にならないよう、タクシーの依頼をするようお願いします。

飲酒運転は犯罪！

酒酔い運転は5年以下の懲役
または100万円以下の罰金！



飲酒運転をして重大事故を起こした
加害者が運転前に思っていたことは...

問合せ 幸手警察署 ☎(42) 0110